

令和7～9年度NOSA I おおいた「広報紙きらり」 編集印刷製本等業務委託仕様書

1. 件 名

「広報紙きらり」編集印刷製本等業務

2. 「広報紙きらり」について

(1) 発行目的

県内農家・組合員等が農業保険法を基とした農業共済制度並びに収入保険制度への理解及び加入を促すとともに、大分県の農業を支える当組合の事業に対して共感（認知、興味・関心、理解）と信頼（参画、協力）を持つきっかけとなるよう、各種事業等を分かりやすく効果的に伝えることを目的とする。

(2) 発行・配布について

平成26年7月の創刊から、現在は年5回発行しており、次年度から年4回発行を予定する。農業共済制度並びに農業経営収入保険制度の加入者に配布している。

(3) 編集方針

・農業共済制度並びに収入保険制度に関する内容

制度周知、加入促進、お知らせ等を掲載する。幅広い世代に内容を理解してもらえよう、図や写真を利用し、簡素な文章を目指す。

・インパクトのある表紙の作成

「手に取りたくなる広報紙」を目指すため表紙のインパクトを重視し、本業務委託業者にプロカメラマンによる撮影を依頼している。近年は農家と農産物をともに飾ることで農業関係団体の紙面であることをアピールしている。

・特集記事の掲載

事務的なお知らせや制度の説明だけでは広報紙を読んでももらえないため、幅広い世代の読者の興味を引く役割を果たす特集を企画している。

・連載企画の掲載

毎号の紙面を読んでもらうこと、多くの組合員関係者を掲載することを目的に毎号の連載企画を掲載している。現在「おおいたファーマーズ」「いってみちよくれ」「クイズプレゼント」「しっちょくれ」「4コマ漫画」を連載している。

3. 業務内容

(1) 「広報紙きらり」の編集・印刷・製本・納品等に係る業務。年4回発行3年間。

ア 当組合から提供する原稿及び写真等を元にデザイン、レイアウト、イラストの作成・使用など広報紙作成に係る一切の作業工程及び進行管理を含む。

※初稿原稿の入稿から納品までは1ヶ月程度を想定

イ 表紙写真の撮影。当組合が指定する人物、農作物の撮影（プロカメラマンまたは

同等の能力を有する実績がある者)及びその写真の使用。

ウ 当組合が指定する期日までに、指定する場所へ、指定する部数の成果物を破損・欠損なく納品する。

〈納品指定場所〉

納品日までに下記事務所に指定する部数を直送にて納品すること。なお、委託料については各号納品完了後に支払う。

- ・本所(大分出張所) 〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号 農業共済会館2F
- ・東部支所 〒873-0015 杵築市大字八坂1802番地2
- ・中西部支所 〒879-4414 玖珠郡玖珠町大字大隈1020番地15
- ・南部支所 〒879-7152 豊後大野市三重町百枝1086番地33
- ・北部支所 〒879-0453 宇佐市大字上田1046番地の5

4. 仕様・構成・規格

(1) 仕様

綴じ方 綴じなし パンチ穴2箇所付き
用紙 A4判
頁数 16頁を予定
色彩 カラー

(2) 発行回数および部数

年4回発行予定。16頁4回。

1回当たり30,500部を予定。

参考：発行スケジュール(年度ごとに変更あり)

5月号、7月号、11月号、2月号

概ね各号発行月の前月までに納品

(3) 紙面構成

紙面構成は各号により異なる。初稿用原稿入校より前に当組合にて策定し通知する。下記はその一例。

表紙(1頁)

タイトル、ロゴ、目次、紙面に誘導する写真・イラストの掲載

特集(2・3・4・5頁)

当組合が指定する特集の記事の掲載又はその他事業関連情報

記事(6・7・8・9・10・11頁)

農業共済制度、収入保険制度に関する紹介

記事(12・13半頁)

大分県の農業者紹介
記事（14・15・16）
連載企画、編集後記、お知らせ等、その他発行元情報

(4)規 格

使用する用紙は、めくりやすく一般的な広報誌等の規格と同等のもので且つコスト低減に寄与するもの。読みやすさ見やすさなどに配慮したフォント、書体、デザイン、カラーを使用すること。

5. 入稿・校正

- (1)当組合はワード、エクセル、パワーポイント等で作成した原稿（仮レイアウト）をメールにて随時入稿する。
- (2)受託者は原稿を基に校正ゲラ（誤表記や文字数調整等の確認含む）を当組合編集担当者に随時送信する。
- (3)当組合は校正ゲラを基に確認・修正を行う。

6. その他

- (1)本プロポーザルは受託候補者を決定するためのものであり、実際に委託する業務内容は変更があり得る。また、契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度協議のうえ決定する。
- (2)契約期間は締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、委託者において業務委託を継続することが不相当と判断し、受託者にその旨を通知した場合はその限りでない。
- (3)業務受託により知り得た個人情報や当組合の情報は外部に漏れないよう、厳重に管理すること。